

## (1) 概要

本市の公共下水道事業は、旧迫町の単独公共下水道事業として昭和63年に事業着手したのを皮切りに、現在、5処理区で整備を進めており、令和6年度末の下水道普及率は47.2%、整備済面積は1,767.51haとなっています。

農業集落排水事業は、昭和54年に西野地区で事業着手した後、これまで26地区で事業に取り組み、平成29年度に全地区の整備が完了しており、令和6年度末の農業集落排水事業による普及率は22.6%となっています。

公共下水道、農業集落排水の計画区域外については、合併処理浄化槽事業により整備を進めており、令和6年度末の合併処理浄化槽による普及率は16.2%となっています。

## (2) 生活排水処理普及率の推移

生活排水処理人口普及率：R6 86.0%

R17 88.5%

R27 91.1%

## (3) アクションプラン達成のための各事業の取組

### 1) 下水道事業（単独及び流域）

公共下水道区域について、令和10年度の整備完了を目標とし計画的に整備を進めます。整備にあたっては、工事のコスト縮減を図り、早期整備に努めます。

また、施設の効率的な管理運営に努め、ストックマネジメント手法による施設の長寿命化対策を進めると共に、下水道事業施設統廃合計画に基づき、農業集落排水施設の公共下水道区域への統廃合を進めます。

下水道処理人口普及率：R6 47.2%

R17 54.1%

R27 57.8%

### 2) 農業集落排水事業

公共下水道区域に隣接する農業集落排水地区、隣接する農業集落排水地区同士について下水道施設の維持管理及び改築コストの縮減を図るため、令和6年から令和17年までの短期目標として9施設、令和6年から令和27年までの長期構想として5施設の農業集落排水施設の統廃合を、計画的に実施します。

集落排水等処理人口普及率：R6 22.6%

R17 16.3%

R27 12.8%

### 3) 合併処理浄化槽整備事業

公共下水道、農業集落排水の計画区域外について、令和7年度まで市設置型による整備を進め、令和8年度以降は整備手法を個人設置型へ変更を行い、引き続き合併処理浄化槽整備事業を推進し、普及率の向上に努めます。

浄化槽処理人口普及率：R6 16.2%

R17 18.1%

R27 20.5%

## (4) 住民との協働

下水道整備が進む中、健全な下水道事業の経営に向けて水洗化率の向上は喫緊の課題となっています。本市では、水洗化の融資あっせん制度（利子補給）や排水設備工事費補助金制度（施工延長が長い場合の補助）を設け住民の負担軽減を図ると共に、職員による接続促進活動や、市内でのイベントにおける下水道のPRやアンケート調査などを実施しています。今後も市民のニーズを捉えながら水洗化率の向上に努めます。